

福島市保育所保育実施基準の考え方

1. はじめに

保育施設の入所につきましては、客観的な指標により公平に判断するために福島市保育所保育実施基準の指数により審査しております。

保育所保育実施基準は、保育を必要とする事由による「基本指数」と家庭状況等による「調整指数」により構成されています。

「基本指数」と「調整指数」の合計点により、利用調整を行います。

「基本指数」については福島市保育所保育実施基準の表面を、「調整指数」については裏面をそれぞれご参照ください。

例1 父母子の3人暮らしの場合

父 就労 8:30~17:15 週5日以上勤務

母 就労 8:30~17:15 週5日以上勤務

就労19点+就労19点=38点

例2 父母、子2人の4人暮らし、兄が在園する保育所への入所申込の場合

父 就労 10:00~17:00 週5日以上勤務

母 就労 8:30~12:30 週5日以上勤務

就労18点+就労15点+兄弟加点4点(兄弟と同施設希望の場合3点、同居未就学児が2名いるため1点)=37点

2. 基本指数について

父母それぞれの事由(1)から(9)の中で、いずれか1つの項目を適用します。

- | | | | | |
|--------|----------|----------|-------------|-------------|
| (1) 就労 | (2) 求職活動 | (3) 出産 | (4) 疾病等 | (5) 病人等の介護等 |
| (6) 災害 | (7) 就学 | (8) 市外在住 | (9) 母子・父子家庭 | (10) 特例 |

※事由により添付書類が異なります。詳細は保育施設利用案内の8ページをご覧ください。

(1) 就労について

① 固定就労の場合

就労証明書の項番9「就労時間(固定就労の場合)」&項番11「直近の就労実績日数」から判断します。福島市の就労証明書の項番9は休憩時間を含めた就労時間を記入することになっているため、休憩時間を含めて次のように計算します。

(ア)各曜日に5日以上チェックがある or 就労実績が概ね20日以上

- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日8時間 or 週40時間以上→19点…例1
- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日7時間以上8時間未満 or 週35時間以上

→18点…例2

- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日6時間以上7時間未満 or 週30時間以上→17点
- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日5時間以上6時間未満 or 週25時間以上→16点
- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日4時間以上5時間未満 or 週20時間以上

→15点…例2

(イ)各曜日に4日以上チェックがある or 就労実績が概ね16日以上

- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日8時間 or 週32時間以上→18点
- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日7時間以上8時間未満 or 週28時間以上→17点
- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日6時間以上7時間未満 or 週24時間以上→16点
- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日5時間以上6時間未満 or 週20時間以上→15点
- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日4時間以上5時間未満 or 週16時間以上→14点

(ウ)各曜日に3日以上チェックがある or 就労実績が概ね13日以上

- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日8時間 or 週24時間以上→17点
- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日7時間以上8時間未満 or 週21時間以上→16点
- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日6時間以上7時間未満 or 週18時間以上→15点
- ・ 休憩時間を含む就労時間が1日5時間以上6時間未満 or 週16時間以上→14点[※]

※週3日、1日5時間の場合は月の就労時間が64時間未満となるため、就労とはみなさず、求職活動扱いとなります。それ以下の就労についても同様です。

(例1) 平日5日勤務、8時30分から17時15分まで勤務、週の合計就労時間43時間45分と記載の場合 19点

(例2) 平日5日勤務、10時から17時まで勤務、週の合計就労時間が35時間と記載の場合 18点

② 変則就労の場合

就労証明書の項番10「就労時間（変則就労の場合）」から判断します。

(ア) 就労実績が概ね20日以上

- ・ 合計時間（月間）160時間以上→19点
- ・ 合計時間（月間）140時間以上→18点
- ・ 合計時間（月間）120時間以上→17点
- ・ 合計時間（月間）100時間以上→16点
- ・ 合計時間（月間）80時間以上→15点

(イ) 就労実績が概ね16日以上

- ・ 合計時間（月間） 128時間以上→18点
- ・ 合計時間（月間） 112時間以上→17点
- ・ 合計時間（月間） 96時間以上→16点
- ・ 合計時間（月間） 80時間以上→15点
- ・ 合計時間（月間） 64時間以上→14点

(ウ) 就労実績が概ね13日以上

- ・ 合計時間（月間） 104時間以上→17点
- ・ 合計時間（月間） 91時間以上→16点
- ・ 合計時間（月間） 78時間以上→15点
- ・ 合計時間（月間） 64時間以上→14点

なお、就労時間が週間で記載されている場合は就労時間（週間）×4週で、年間で記載されている場合は就労時間（年間）÷12月で判断します。2か所就労の場合は、提出された就労証明書の就労時間を合計し、指数をつけます。

(2) 求職活動について

「求職活動状況申告書」から判断します。

- ・ 提出があり、求職活動をしていることが判断できる場合（に限る）→12点
- ・ 内定が決まり、就労証明書の提出がある場合→証明書の就労時間に準じた点数

なお、求職活動の要件で入所された場合は、2カ月間限定での利用となります。2カ月以内に就労、もしくはその他の利用要件に該当しない場合には、退所・退園となります。

(3) 出産について

母子手帳の写しから判断します（表紙と出産予定日の記載のある頁の提出が必要）。

- ・ 妊娠中または出産後間がない場合→14点

出産予定日の2カ月前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までが認定期間となります。それ以降、他の事由により継続して申込みする場合は手続きが必要となります。

(4) 疾病等について

① 入院

医師の診断書や意見書等から判断します。

- ・ 保護者が長期間（おおむね1カ月以上）の入院を要し、保育ができない場合→20点

② 自宅療養

医師の診断書、意見書、要介護認定結果通知書の写しから判断します。

診断書、意見書の場合は「児童の保育ができないこと」が明記されていることを確認します。

- ・保護者が常時病臥または重度の感染症疾患で保育ができない場合→20点
- ・精神性疾患のため保育ができない場合→17点
- ・疾病等のため、安静または週3日以上通院が必要な場合→16点
- ・その他一般療養が必要な場合→12点

③ 心身の障害

障害者手帳の写しから判断します。

- ・障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持→20点
- ・障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級→18点
- ・障害者手帳4級またはこれに準じる診断内容を判断できる場合→16点

(5) 病人等の介護等について

介護が必要と証明する書類と「介護・看護状況申告書」から判断します。

証明書類としては、介護保険被保険者証、障害者手帳、診断書、入院計画書の写し等があげられます。なお、朝、夕に通院するため、送迎が必要というだけでは本事由に該当しません。

① 入院等の付き添い

- ・家族が入院していて、介護等が常に必要のため保育ができない場合→19点
- ・家族が入院していて、介護等が週4日以上必要のため、保育ができない場合→16点

② 自宅介護

- ・家族の自宅介護が常時必要な場合→18点

③ 障害児、障害者の介護

- ・障害を持つ家族のために通院、通所、通学の付き添いや介護が必要な場合→17点

(6) 災害

- ・本人に災害の復旧が必要な場合→20点

事由を「災害」で申請した場合に適用される指数です。火災等により家屋が損傷し、そのために復旧作業が必要で、保育を必要とする場合に該当します。証明書類としては罹災証明書等を想定します。

なお、災害ボランティアは該当となりません。

(7) 就学・技能習得

在学証明書もしくは学生証等の写しと週4日以上、1日4時間以上通学していることが

わかる書類の提出が必要となります。

- ・ 常態として日中7時間以上の就学をしている場合→18点
- ・ 常態として日中6時間以上の就学をしている場合→17点
- ・ 常態として日中4時間以上の就学をしている場合→16点

昼間、次に定める学校等への通学または通所を常態とする場合等を想定しています。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校
 - イ 国、東京都もしくは市町村が設置する職業訓練施設またはこれに準ずる技能施設
 - ウ 就労または事業開始に必要な資格または技能の習得のための専門学校
- （例）ハローワークの職業訓練はイに当てはまります。

（8） 市外在住（転入予定者を除く）

- ・ 市外在住の方が申込みする場合→4点

広域入所申請時に使用します。広域入所については市町村間の協議が必要となり、通常の申込方法と異なります。詳しくは担当にお問い合わせください。

※転入予定者について

入所開始までに福島市に転入される場合は通常の方法で申込みすることができます。なお、転入ができなくなった場合は、幼稚園・保育課までご連絡ください。

（9） 母子・父子家庭

- ・ ひとり親家庭の場合、上記の基本指数に加えて19点を基本指数として加点します。

（例）母子家庭で母就労平日5日勤務、10時から17時まで勤務（休憩1時間）の場合、母「就労」18点、父「ひとり親家庭」の基本指数19点の計37点となります。

（10） 特例

- ・ （1）から（9）までの保育事由が該当しない場合適用します→20点

3. 調整指数

基本指数のほかに家庭の状況によって加点になる場合があります。

- ① 保護者不存在（里親を含む）の場合 +5点
 - ② 母子世帯・父子世帯
 - ・ ひとり親で保育することができる65歳未満の同居親族がいない場合 +3点
 - ・ ひとり親で保育することができる65歳未満の同居親族がいる場合 +1点
- ※求職活動中の65歳未満の同居親族は保育できるとみなします。

- ③ 保護者が単身赴任等で不在の世帯
- ・ 保育することができる65歳未満の同居親族がいない場合 +3点
 - ・ 保育することができる65歳未満の同居親族がいる場合 +1点
- ※求職活動中の65歳未満の同居親族は保育できるとみなします。
- ④ 兄弟・姉妹関係
- ・ 兄弟・姉妹が同時に同じ施設への入所を希望する場合またはすでに兄弟・姉妹関係が在籍している施設への入所を希望する場合（入所した場合、同時に兄弟・姉妹が同じ施設に在籍する場合に限る。 +3点
 - ・ 同一世帯に、申請児童以外に同居の小学校就学前の兄弟・姉妹がいる場合（申請児童が入所した時点で小学校就学前である場合に限る。）が2名以上いる場合 +1点
- ※申請児童以外の小学校就学前児童1名ごとに上記の指数を加算
- ⑤ 保護者の就労関係
- ・ 保護者が常態として24時間勤務の交代制就労をしている場合 +1点
- 就労証明書により判断します。世帯で1点のみの加点となります。月1、2回程度の夜勤や夜勤のみには適用しません。
- また、単身赴任中の保護者がこちらに該当した場合は適用しません。
- ・ 保護者の同伴就労（※常時危険物を取り扱う場合に限る） +2点
- 常時危険物（大型機械・劇薬・火気・刃物等）を取り扱う方が申込児童と同伴就労される場合該当します。事務などを担当する場合は除きます。
- ・ 生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合 +3点
- 生計の中心にあたる保護者が転居や疾病などにより、失業した場合、適用します。
- ひとり親家庭で保護者が求職活動中の場合、適用します。
- ⑥ 保育士等の加点
- 保護者が保育士等として就労中、または就労予定の場合次のように加点します。
- ・ 福島市内の認可保育施設で常勤の場合 +5点
 - ・ 福島市内の認可保育施設で非常勤の場合 +3点
 - ・ 市外の認可保育施設で常勤の場合 +3点
 - ・ 福島市内の放課後児童クラブで常勤の場合 +3点
 - ・ 市外の認可保育施設で非常勤の場合 +1点
 - ・ 福島市内の放課後児童クラブで非常勤の場合 +1点
 - ・ 認可保育施設以外の児童福祉施設で勤務の場合 +1点
- 保育士等とは、放課後児童クラブ以外の施設は、保育士・保育教諭、国の法令・通知に基

づく、いわゆる「みなし保育士」（幼稚園教諭、保健師、看護師、准看護師、小学校教諭、養護教諭）、放課後児童クラブについては放課後児童支援員（のみ）が該当します。

常勤とは、1日6時間以上、月20日勤務を想定しており、それ以外の勤務形態の場合は非常勤とします。

児童福祉施設等の範囲について、認可外保育施設、幼稚園、障害児入所施設、放課後児童クラブを該当とします。子育て支援センターは含みません。

⑦ 転所

- ・兄弟・姉妹と同施設希望や転居等による転所希望の場合 +3点
- ・小規模保育事業の卒園児童が転所希望の場合 +35点
- ・小規模保育事業の卒園児童の転所希望が、連携施設の場合 +5点
- ・それ以外の転所（入所した当該年度内に限る） -3点

⑧ その他

- ・前年4月から現年3月まで一年度間（合計12カ月）以上継続して待機している場合 +1点
- ・基本類型以外に保育を必要とする事由がある場合（事由一つにつき加算） +3点
※基本指数16点以上相当の事由に限る
（例）保育を必要とする事由が就労&介護などの場合
いずれか点数が高い方を基本点とし、適用します。
- ・関係機関（児童相談所等）から、緊急の支援が必要と依頼があった場合等 ~+20点
- ・保育することができる65歳未満の同居親族がいる場合（1名につき） -1点
※求職活動中の65歳未満の同居親族は保育できるとみなします。
- ・事情により、育児休業の延長を希望し、指数を減点した上での利用調整を行うことを承知する場合 -15点
※申請書類の家庭状況調査書の裏面に「事情により、育児休業の延長を希望する場合」の欄の「指数を減点した上での利用調整を行うことを承知する」にチェックした場合に、-15点し利用調整を行います。ただし、認可保育施設に兄弟が在籍していて、1歳になる弟妹の申込を行う場合はこちらの減点は適用できません。
- ・やむを得ない事情等がなく、入所を辞退した場合※辞退した当該年度内に限る -1点
- ・保育料の滞納があり、督促や催告に対して誠意ある対応がみられない場合 -5点

4. 同点の場合の優先順位について

基本指数や調整指数で同点だった場合は、入所調整会議等で、次に掲げる順位を考慮し利用調整を行います。

- ① 保護者が市内認可保育施設の保育士等として就労中、または就労予定の場合（保育の需要に応じる保育施設が不足している場合に限る）
- ② 保護者が養育している子ども（満18歳未満）の人数が多い世帯
- ③ 希望順位が高い者
- ④ 保護者の市町村民税所得割合計が低い場合
- ⑤ 別表による保護者の基本指数の事由によるポイントが高い世帯
- ⑥ 保育料の滞納がない世帯
- ⑦ 産休・育休の復帰時期が早い場合
- ⑧ 待機期間が長い場合

（別表）⑤保護者の基本指数の事由によるポイント

事由	ポイント	事由	ポイント
災害	9	病人等の介護等	5
母子・父子家庭	8	就学・技能習得	4
疾病等	7	出産	3
就労	6	求職活動	2

※A家庭とB家庭が受入1名のC保育所を希望し、同点で並んだ場合。

同点の場合の優先順位を上の項目からみていき、優先します。次の例で解説します。

- ① 保護者が市内認可保育施設の保育士等として就労中、または就労予定の場合（保育の需要に応じる保育施設が不足している場合に限る）について

A家庭の保護者が保育士として市内の認可保育施設で就労予定、B家庭はそうではない場合：保護者が保育士として就労予定のA家庭を優先します。

- ② 保護者が養育している子ども（満18歳未満）の人数が多い世帯について

上記①で差がつかない場合。

保護者が養育している4月1日時点で満18歳未満の子どもについて、A家庭は1人、B家庭は2人の場合：子どもの人数の多いB家庭を優先します。

- ③ 希望順位が高い者について

上記①②で差がつかない場合。

A家庭は第1希望でC保育所を希望し、B家庭は第2希望でC保育所を希望の場合：C保育

所に対する希望順位の高いA家庭を優先します。

④ 保護者の市町村民税所得割合計が低い場合について

①～③で差がつかない場合。

A家庭は父母の所得割合計が190,000円、B家庭は父母の所得割合計が180,000円の場合：所得割合計の低いB家庭を優先します。

⑤ 別表による保護者の基本指数の事由によるポイントが高い世帯について

①～④で差がつかない場合。

次の表の保護者の基本指数の事由によるポイントの合計で優先世帯を決定します。

保護者の基本指数の事由によるポイント

事由	ポイント	事由	ポイント
災害	9	病人等の介護等	5
母子・父子家庭	8	就学・技能習得	4
疾病等	7	出産	3
就労	6	求職活動	2

例 A家庭…指数 37点 事由：父「就労」 母「就労」

B家庭…指数 37点 事由：父「就労」 母「就学」

A家庭は父、母ともに就労でそれぞれ6ポイントとなり、合計12ポイント、

B家庭は父が就労で6ポイント、母が就学で4ポイントとなり、合計10ポイント

→ポイント合計の高いA家庭を優先します。

世帯ポイントは、同点となった世帯の優先順位を決めるために用いられるもので、指数ではありません。

※上の表で、事由「母子・父子家庭」について、例えば母子家庭で母の事由が「就労」であった場合、世帯ポイントは父「母子・父子家庭」で8ポイント、母「就労」で6ポイント、合計14ポイントとなります。

⑥ 以降について

①～⑤で差がつかない場合。

「⑥保育料の滞納がない世帯」「⑦産休・育休の復帰時期が早い場合」「⑧待機期間が長い場合」の項目で比較し、優先順位を決定します。